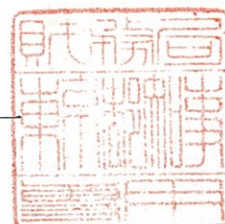


28財経総第298号
平成28年4月26日

東海管工株式会社
代表取締役 岩島 俊夫 殿

東京都知事
舛添 要



優先指名の取扱いについて（通知）

貴社は、指名基準（工事請負契約）第4の2（3）により、下記のとおり優先指名の対象者になりましたので、通知します。

優先指名の取扱いを受ける期間については、希望案件の希望受付期間内に下記3「優先指名の対象となる期間」が1日あれば、優先指名の取扱いの対象となります。

ただし、他工事の受注状況、工事の特殊・専門性、施工場所等から、指名選定されない場合がありますので御了承ください。

なお、優先指名の取扱いを希望する際、本通知の提示は不要です。

記

- 1 優良工事の件名（発注局・評定点）
都立八潮高等学校(27)冷温水発生機その他改修工事
(教育庁・76点)
- 2 優良工事の施工者
東海管工株式会社
- 3 優先指名の対象となる期間
平成28年5月1日から平成29年4月30日まで
- 4 優先指名の対象となる業種
空調工事